

千代田図書館蔵

内務省委託本 & 出版検閲コレクション

戦前期の日本では、中央官庁の一つであった内務省が出版物の検閲を行っており、新聞・雑誌・図書などの納本が義務づけられていました。しかし、検閲業務で実際に用いられた原本はさまざまな事情により散逸したため、現在確認できるものは、そのごく一部だといわれています。

残存する記録が少ないため不明な点が多いといわれる出版検閲ですが、僅かながら現存する検閲原本や発売頒布禁止処分とされた図書、検閲に関連する資料などから、検閲体制下における出版事情を窺うことができます。

千代田図書館では、昭和初期に内務省から旧東京市立図書館4館に委託された「内務省委託本」と呼ばれる図書のうち約2,300冊を所蔵しています。内務省委託本は、実際に検閲に使用されたもので、内務省の係官が内容をチェックするために引いた傍線、出版の可否についてのコメントなどが残されています。発売頒布禁止処分となった本は含まれていませんが、当時どのように検閲が行われていたのかを知ることができるという点で、出版史上貴重な資料です。

このほか、警視庁による押収印が捺された図書など、出版検閲の痕跡を遺す資料を「出版検閲コレクション」として所蔵しています。

千代田図書館では、「千代田区立図書館出版関連資料コレクション構築方針」に基づき、これら内務省委託本を戦前の出版状況と検閲の側面を知る手がかりとなる資料として調査・整理を行い、出版関係者や研究者の調査研究に資するとともに、展示等を通じて広く社会的関心を高め、積極的な活用を図っています。

2011年2月

千代田区立千代田図書館

内務省委託本と千代田図書館

◆内務省から検閲原本が委託

昭和 12 (1937) 年頃以降、内務省で検閲業務に用いられた原本 (正本) の一部が、千代田図書館の前身である駿河台図書館を含む東京市立図書館 4 館 (日比谷、駿河台、深川、京橋) に委託されていました。委託にあたり、はじめに内務省から日比谷図書館に委託本の目録が送付され、それを同館が他の 3 館の立地条件、地域特性などを考慮して配分計画をたて、それにもとづいて各図書館が内務省警保局図書課保管係に受取りに行きました。駿河台図書館では、少ない年で約 3,000 冊、多い年で約 6,000 冊程度の図書が、終戦後に内務省が廃止されるまで毎年委託され、図書館の蔵書の一部として利用に供されていました。

千代田図書館では、駿河台図書館に委託された図書を、平成 19 (2007) 年 2 月までは内務省委託本として区別せず、閉架書庫に蔵する資料の一部として、閲覧を希望される方へ提供していました。しかし、浅岡邦雄氏 (中京大学准教授) がこれら出版物の貴重性を提言されたことから、千代田図書館の閉架資料約 9 万冊を 1 冊ずつ調べ、内務省委託本を抽出しました。その後も整理・調査が進められ、現在約 2,300 冊が確認されています。

内務省委託本は、ほぼ全て検閲を通過したものであり、発売頒布禁止処分となった本は含まれていませんが、実際に検閲に使用された原本です。そこには、内務省の係官が本文中に引いた傍線、出版の可否についてのコメントなどが残されており、当時どのように検閲が行われ、何が問題視されたのかを知ることができる点で、出版史上貴重な資料です。



戦前期日本の出版と検閲

戦前期の日本では、出版法および新聞紙法に基づいて、出版物への検閲が内務省にて行われていました。

図書について規制していたのが出版法で、新聞や雑誌類について規制していたのが新聞紙法です。出版法では、発行日の 3 日前までに、出版物の製本 2 部を内務省に提出しなくてはならないという、納本のうほんが発行者に義務付けられていました。内務省に納本された 2 部のうち、1 部 (正本) が検閲原本として検閲の作業に用いられました。

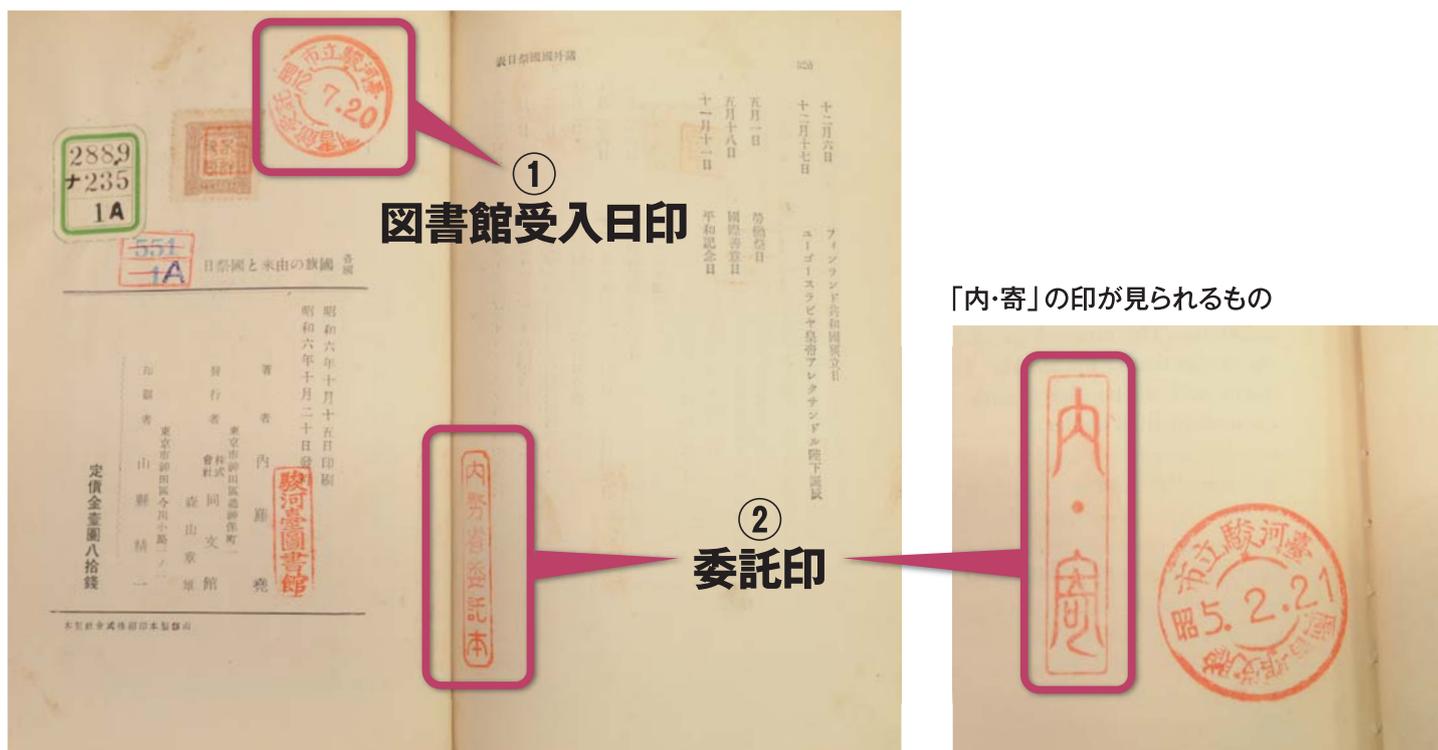


そして、内務省での検閲により「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル」(出版法19条) 図書、つまり、当時の政治・社会体制に反したり、社会の良俗を乱したりするおそれがあると認められた図書は、内務大臣の名により発売頒布を禁ずる行政処分を下すことができると定められていました。

昭和 20 (1945) 年、GHQによって検閲課が廃止されるとともに出版法および新聞紙法の効力も停止されます。そして昭和 24 (1949) 年には、法律そのものが廃止されました。こうして、内務省による検閲は、終戦とともに終局を迎えました。

◆奥付に見られる印

駿河台図書館へ委託された際、奥付に図書館の受入日印や委託印が捺されました。



内藤亮『各国国旗の由来と国祭日』(同文館、昭和6(1931)年10月)
千代田図書館蔵内務省委託本

『culture and life』(北星堂書店、昭和元(1926)年4月)
千代田図書館蔵内務省委託本

① 図書館受入日印

資料管理のため、本を受け入れた際に捺した印です。現在、千代田図書館の内務省委託本の中で最も古い受入日印として確認できるのは、昭和 5 (1930) 年 2 月 21 日です。

② 委託印

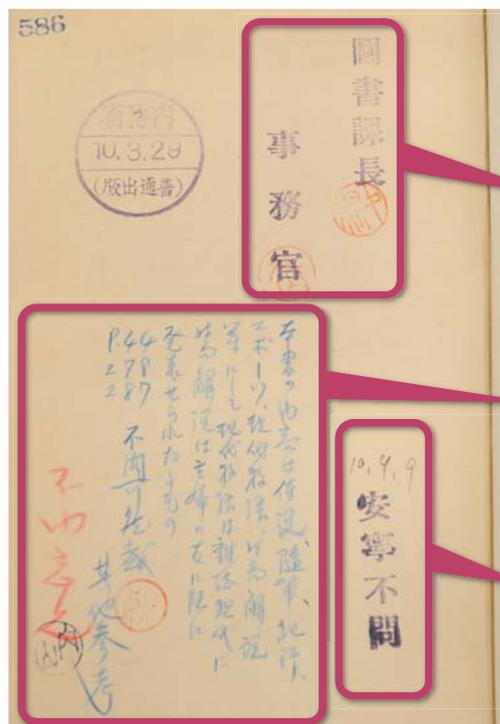
内務省から受け入れた本に捺したとされる印で、「内務省委託本」と「内・寄」の 2 種が確認されています。「内務省委託本」印は、受入日印が昭和 12 (1937) 年以降の本に確認でき、「内・寄」印は昭和 5 年～12 年の本で確認できます。

おくづけ

奥付は、実は出版検閲の名残りです。禁止処分が下された図書を押収したり、発行者を把握したりするために、印刷所の住所や発行者の氏名などを明記するよう定められていました。今では奥付についての法的規制はなくなりましたが、図書の情報を表す重要な箇所としてその意義を変えて残っています。

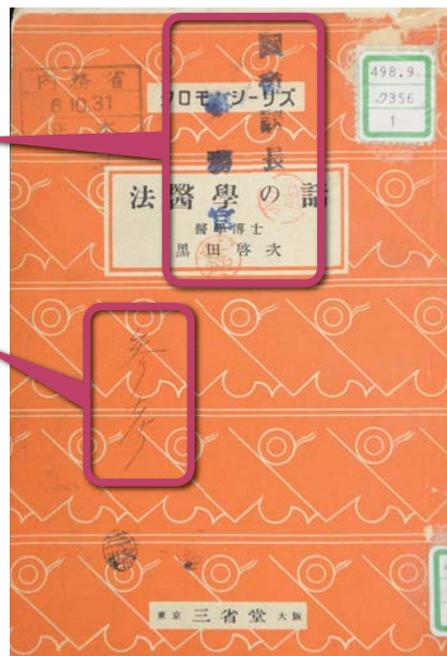
委託本から浮かび上がる内務省での検閲作業

◆印とコメント



下村海南『本卦かへり』(四条書房、昭和10(1935)年3月)
千代田図書館蔵内務省委託本

見返しではなく、表紙に印とコメントがあるもの

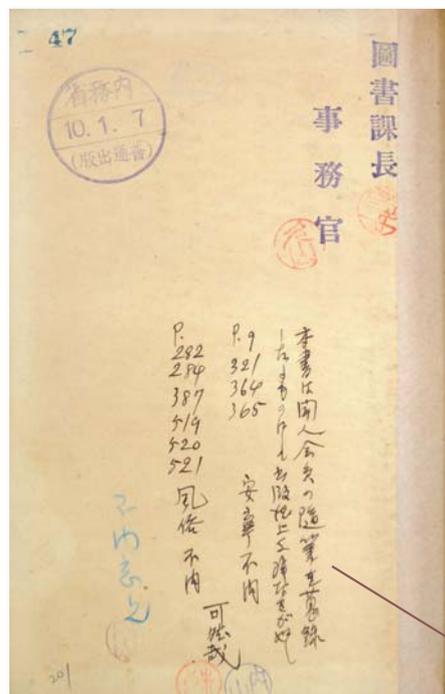


黒田啓次『法医学の話』(三省堂、昭和6(1931)年11月)
千代田図書館蔵内務省委託本

③
係官印

①
コメント

②
「安寧」印



聞人会『世界を描く』(立命館出版部、昭和10(1936)年1月)
千代田図書館蔵内務省委託本

実際に検閲に使用された図書から、内務省図書課でどのように検閲の作業が行われていたのかが浮かび上がります。見返しに見られる印②・③やコメント①は検閲の過程で記されたもので、同時に決裁の書類をも兼ねていました。

左の例では、二人の係官が図書の内容を検閲し、判断や報告事項を記載(コメント)し、その上司にあたる事務官、図書課長が決裁(この場合は発売頒布の許可)印を捺しています。安寧と風俗は検閲の基準でした。

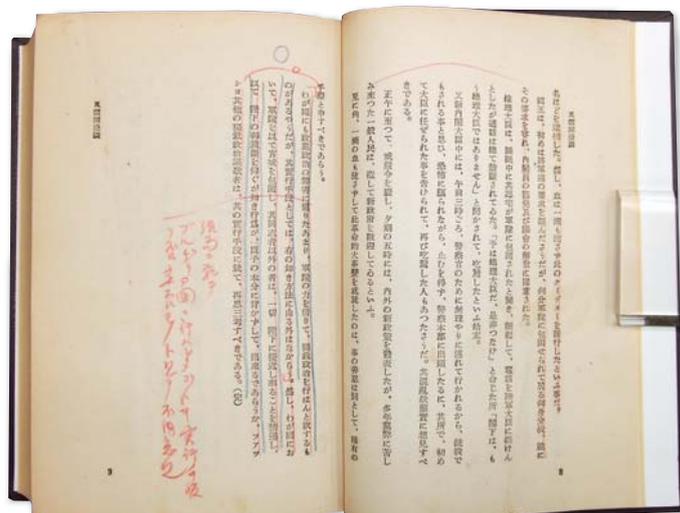
- 安寧** 安寧秩序(当時の政治・社会体制)に反するもの
- 風俗** 風俗(社会の良俗)を壊乱するもの

本書は聞人会員の随筆を集めて収録したものであり、出版法上ほとんど支障がない。
安寧問題なし(9, 321, 364, 365ページ)
風俗問題なし(282, 284, 387, 519, 520, 521ページ)
として良いと思うか、いかがだろうか。(米良) →問題なしと考える(内山)

全ての検閲原本にコメントがあるわけではなく、千代田図書館蔵内務省委託本の中でわずかでもコメントが確認できるものは1割弱です。日々膨大な出版物を検閲するため、なんら問題のない図書には、コメントを記すことなく発売頒布の許可が下りたようです。

◆傍線

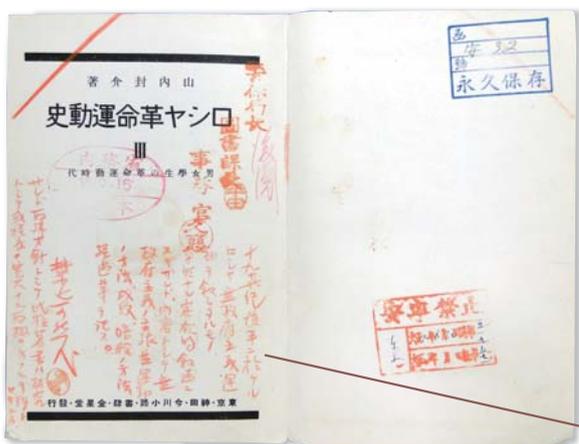
本文に引かれた赤色や青色の傍線は、係官が引いたものです。最初に検閲した係官が赤鉛筆、次に検閲した係官が青鉛筆を使用したようです。これらの傍線からは、具体的にどのような内容・表現が問題となったのかを読み取ることができます。



『世界を描く』(pp.8-9)

検閲の結果

◆発売頒布禁止処分



山内封内山『ロシア革命運動史III』(金星堂、大正15(1926)年5月)
国立国会図書館蔵

検閲の結果により、様々な処分が下されました。最も有名なものが、^{はつぱいはんぷ}発売頒布禁止処分でしょう。この処分が下されると、その出版物は警察によって押収されます。

左の例では、安寧に反するものとして発売頒布禁止処分が下されました。許可された図書と異なり、禁止処分の場合は警保局長の決裁印が必要だったことが読み取れます。

十九世紀後半のロシア無政府主義運動について記されたものである。平凡な客観的叙述にすぎないが、その内容は無政府主義の主張ならびに運動の方法、結果、暗殺の方法、経過等について記されている。出版を禁止すべきと思うが、いかがだろうか。(磯部)
しかし、取締り方針により、なるほど本書を研究書としてある程度寛大に扱うことができるとしないだろうか。

◆運用としての処分・措置

そのほか、法規に定められたものではなく、便宜運用としての処分に以下のものがあります。

●削除処分

ページを切り取るなど、該当する箇所を削除することで、発売頒布を認めるという処分です。不穏・不良とみとめられる箇所が比較的少なく、その部分を削除すれば社会的に問題ないと判断されたものです。

●次版改訂・次版削除

とりあえず今回は発売頒布を認めるけれど、次に増刷する場合は、指摘された箇所を訂正・削除しなければならないとする処分です。不穏・不良の程度が比較的軽い図書がこの処分となりました。

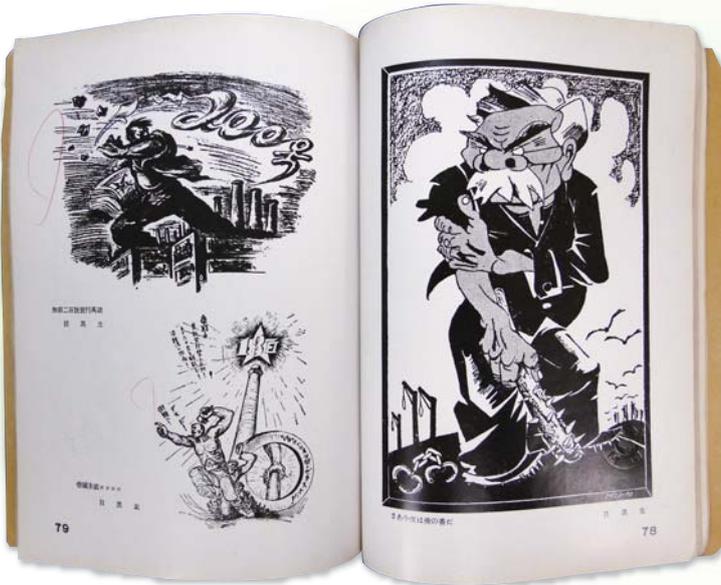
●分割還付

内閲(7ページ参照)を廃止したことによる見返りの運用措置です。昭和2年9月以降に刊行されたものが対象とされました。発売頒布禁止処分が下ると、発行された出版物は警察により押収されます。その際、出版社が「問題となった箇所だけを削除するから、押収された出版物を還付してほしい」という願いを内務省に提出し、認められた場合に限り、該当部分を削除して返還されました。

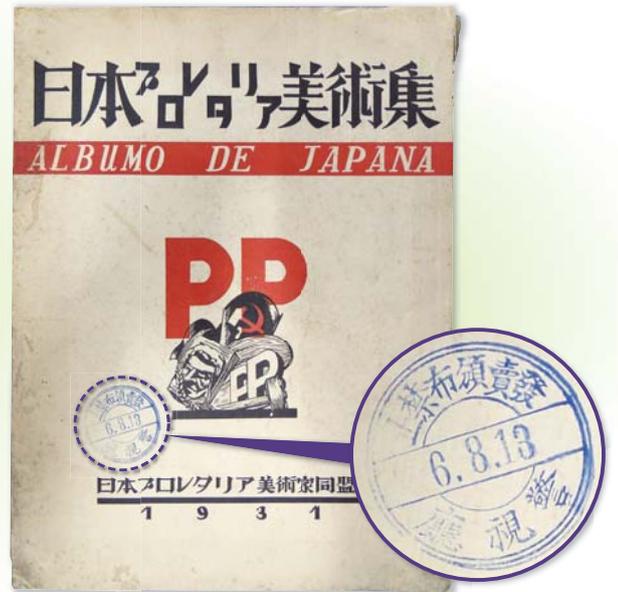
警察による押収

内務省図書課が検閲して、発売頒布禁止の処分が決定すると、全国の警察部（東京の場合は警視庁）がその出版物を押収します。押収された出版物には押収印が捺されます。

個々の出版物に発売頒布禁止処分が下された段階によって、その出版物を実際どのくらい押収できるかに大きく差がでます。発行所や印刷所、取次店にまだ出版物そのものがある段階ならば、100%に近い割合で押収することができたようです。一方で、小売書店などに流通してしまうと、押収できたのはわずか数%という場合もありました。



検閲原本の検閲官による書き込み部分(pp.78-79)



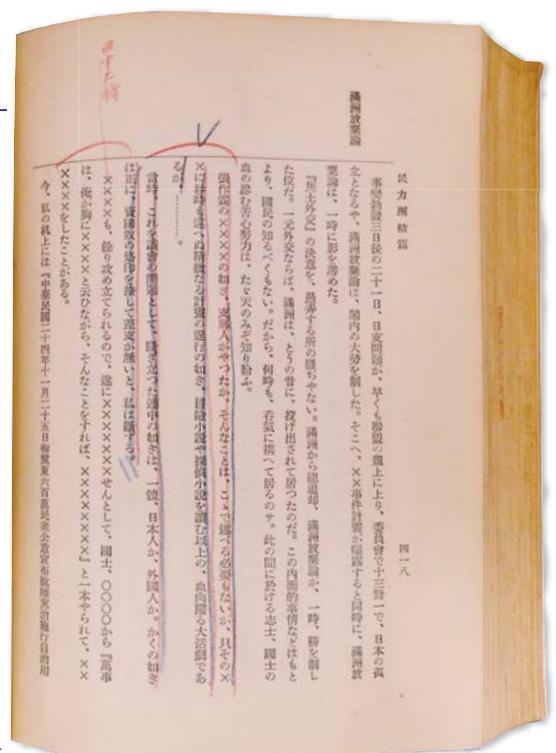
押収本の表紙と警視庁印

日本プロレタリア美術家同盟『日本プロレタリア美術集 1931年度』(内外社、昭和6(1931)年7月)
 検閲原本(左): 国立国会図書館蔵 / 押収本(右): 千代田図書館蔵出版検閲コレクション

伏字

検閲体制下の出版物には、文字を「○」「×」などの記号で置き換えてあるものや、数行から1ページ丸ごと空白にしたものなど、様々な形態の伏字^{ふせじ}が見られます。内務省から伏せるよう指示・助言を受けて伏字になったケースと、編集者側が、問題になりそうな言葉や表現をあらかじめ伏せて出版したケースが考えられます。

伏字になっていても、文脈から読者には該当する言葉がわかる場合が多くありました。また、伏せた箇所を密かに別刷りして読者の元へ届けた場合もありました。このような行為は、表現の自由と処分回避の間で葛藤する、出版側の苦心の結果とみられます。



肥田春充考按・平田内蔵吉編述『国民美術天真法』
 (春陽堂出版、昭和13(1938)年2月)
 千代田図書館蔵内務省委託本

内閲と安田徳太郎

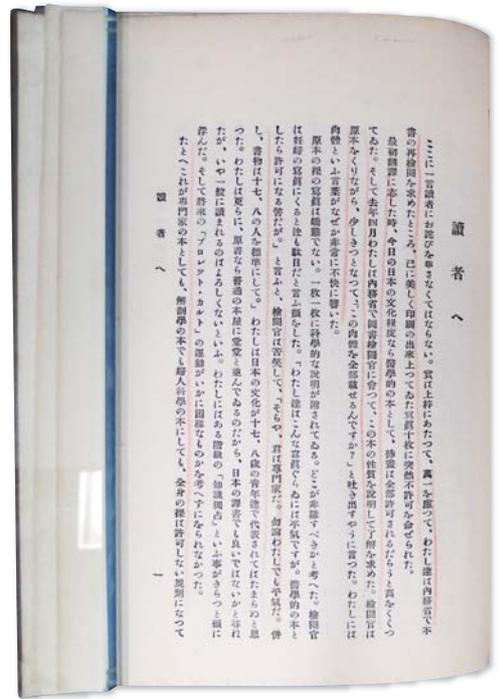
◆突然の不許可

大正13(1924)年、医師であり社会運動家である安田徳太郎が、ドイツのベストセラー書を翻訳して『女性美の研究』を出版しました。この翻訳書は、内務省の指示によってほとんどの図版が掲載できなくなったため、その経緯と不満を安田は巻末の「読者へ」で記しています。この記述から、出版する側が、納本の前に検閲官に事前に相談していたことが窺えます。昭和2(1927)年まで運用されていたとされる内閲(内検閲)と呼ばれる便宜的措置の事例にあたりと考えられます。

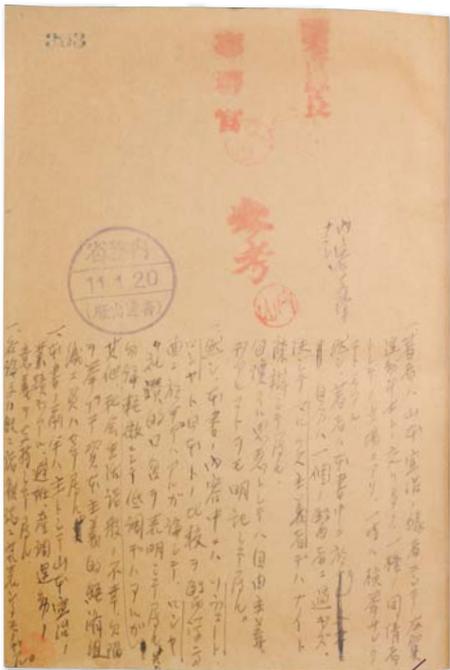
安田徳太郎 やすだとくたろう [1898-1983]

医師、社会運動家、著述家。従兄の山本宣治らと産児制限運動を行い、医療を通して社会運動に参加していった。著書に、『世紀の狂人』、ベストセラーとなった『人間の歴史』全6巻など。

(日本大百科全書より抜粋)



シュトラッツ著・安田徳太郎訳『女性美の研究』(アルス、大正13(1924)年5月)千代田図書館蔵内務省委託本



安田徳太郎『社会診察録』(サイレン社、昭和11(1936)年1月)千代田図書館蔵内務省委託本

◆内務省のお目こぼし

昭和11(1936)年頃、安田はこれまで新聞・雑誌に発表した論説・随筆を本にまとめることになりました。しかし、内容が時節柄禁止処分にあたりそうだということから、編集者が内務省に相談したところ、「今度ははじめてなので、許可しますが、これを最後に今後は全て発禁とします」とのことでした。こうして安田の著書『社会診察録』は検閲をギリギリで通過しました。安田自身も「内務省検閲課のお目こぼしによって出版された」と内実を記しています。*

一方、出版許可を決裁するため、検閲官も多量の補足コメントを記す必要があったようです。内務省委託本の中でも、これほどの量のコメントはほとんどありません。

内務省は昭和2(1927)年に内閲廃止を公表しましたが、もし安田の記述に誤りがなければ、内務省は内閲廃止後も、出版社からの相談(内閲)を受けていたこととなります。

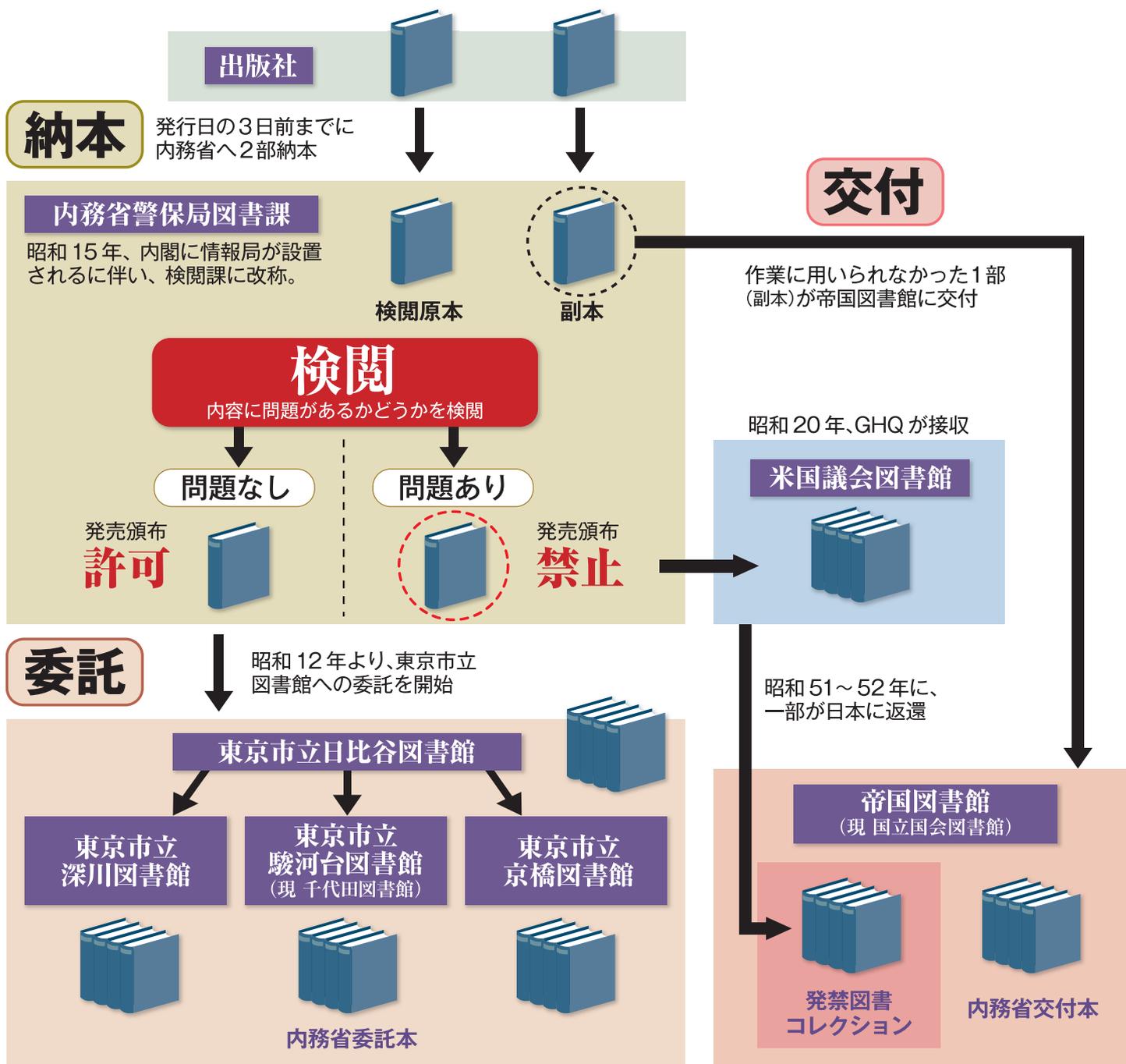
*安田徳太郎『二十世紀を生きた人びと』(青土社、2001年6月)144-145ページ。引用文には「検閲課」とありますが、昭和11年頃はまだ図書課です。昭和15年に検閲課に改称されます。

内容支障なし

参考

- 一、著者は山本宣治の関係者で、左翼運動闘士との交流が多く、一種の同情者としての立場にある。一時は検挙されたこともある。しかし、著者は本書中において、自分は一個の医者にすぎない、けっしてマルクス主義者ではないと述べている。心の中に抱いている思想が自由主義であることも明記している。
- 一、しかし、本書の内容中ではソヴィエト・ロシアと日本との比較を医学方面についてはあるが論じて、ロシアをほめたたえるような口ぶりを表明しているとともに、もちろんごくわずかで、控えめにではあるが、そのほか、社会生活のさまざま不幸、欠陥を挙げて、資本主義的経済組織のせいにしてしている。
- 一、本書の前半は主として山本宣治の業績である。避妊、産児調節運動の意義を支持している。
- 一、各論文はすでにいろいろな雑誌に発表したものである。

検閲に使用された図書のゆくえ (昭和13年ごろ)



千代田図書館蔵内務省委託本のご利用について

内務省委託本の閲覧には事前の申請が必要です。検索には『千代田図書館所蔵 内務省委託本目録』(冊子)をご利用ください(OPAC、WebOPACでの検索には対応していません)。劣化や整理作業などにより、ご希望に添えない場合がありますがご了承ください。くわしくは、図書館職員までお問い合わせください。

企画展示 戦前の出版検閲を語る資料展「浮かび上がる検閲の実態」

2011年1月24日～3月26日 千代田図書館9階 展示ウォール

千代田図書館 千代田区九段南1-2-1 電話 03-5211-4289